

# 更正の請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>		管理番号									
令和 年 月 日  (あて先) 長崎市長		所在地及び電話番号 <span style="float: right;">〒 ( ) -</span>									
		(ふりがな)									
		法人名									
		法人番号									
		(ふりがな)									
代表者氏名											
地方税法 第20条の9の3 第321条の8の2 の規定により、次のとおり更正の請求をします。											
更正の請求の対象となる事業年度						年 月 日から 年 月 日まで					
摘 要						更正の請求前			更正の請求後		
課税標準等	課税標準となる法人税額 ①					,000円			,000円		
	分割基準(長崎市分の従業者数/全従業者数) ②					人 / 人			人 / 人		
	分割法人における課税標準となる法人税額 ③					,000円			,000円		
税額等	法人税割額(①または③×14.7/100) ④					円			円		
	外国の法人税等の控除額 ⑤					円			円		
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑥					円			円		
	差引法人税割額 (④ - ⑤ - ⑥) ⑦					00円			00円		
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑧					円			円		
	納付すべき法人税割額 (⑦ - ⑧) ⑨					00円			00円		
	納付すべき均等割額 ⑩					月	00円		月	00円	
市民税額 (⑨ + ⑩) ⑪					00円			⑫		00円	
この請求により還付される市民税額 (⑪ - ⑫) ⑬						円					
地方税法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合						法定納期限			年 月 日		
地方税法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合						第1号の判決等の確定日			年 月 日		
						第2号の更正・決定等のあった日			年 月 日		
						第3号の政令で定める理由の生じた日			年 月 日		
地方税法第321条の8の2の更正の請求の場合						国の税務官署の更正の通知日			年 月 日		
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項											
連結親法人の本店所在地及び電話番号						〒 ( ) -					
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号											
						法人番号					
還付を受けようとする金融機関及び支払方法			銀行 支店			関与税理士 署 名					
						口座番号 (普通・当座)					

※ 法人税の更正または決定の場合は、その更正または決定通知書の写し、その他の場合は事実を証する書類の写しを添付してください。